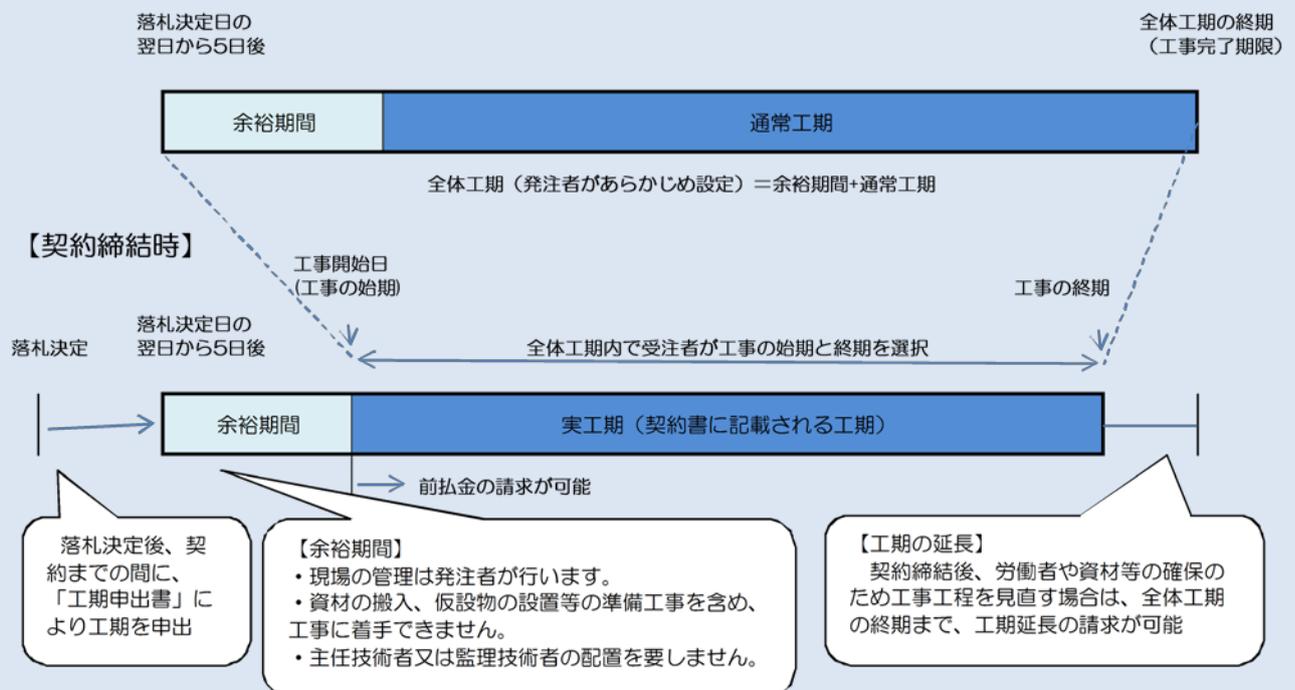


工事の余裕期間制度（フレックス方式）の試行実施について

札幌市が発注する工事において、計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的とし、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と通常工期を併せた期間）内で、受注者が工事の始期と終期を決定し、受注者が決めた工期により契約を締結する方式を導入しますのでお知らせします。

余裕期間制度（フレックス方式）について

【発注時】



■ 余裕期間の長さについて

原則、通常工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲としています。余裕期間の設定内容については、工事ごとに仕様書等に記載しています。

■ 技術者の配置について

- 余裕期間：技術者の配置は要しません。
現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
- 実工期：技術者の配置が必要（準備・後片付け期間を含む）

余裕期間制度（フレックス方式）を活用した工事の積算工期について



その他

- 余裕期間制度（フレックス方式）試行の対象工事
平成30年2月21日以後に告示を行う工事から適用します。

- 参照

【札幌市余裕期間制度（フレックス方式）試行要領】

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/yoyuukikan.pdf>

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442